

会 議 録

会議の名称	令和7年度伊丹市福祉対策審議会全体会（第1回）
開催日時	令和8年2月3日（火）午後2時00分～午後4時00分
開催場所	伊丹市役所 2階 議会棟 第2委員会室
司 会	萱野地域・高年福祉課職員
出席者	松原一郎会長、藤井博志副会長、明石隆行委員、坂本孝二委員、白井りか委員、加藤作子委員、下村直美委員、川島知子委員、福井奈津美委員、松村恭子委員、藤原桜子委員（以上 11名）（順不同）
欠席者	吉村史郎副会長、松端克文委員、増田平委員、鍵田雅紀委員、穂積幸美委員
事務局	<健康福祉部>松尾健康福祉部長、川井健康福祉部参事、濱田健康福祉部参事兼地域福祉室長、友澤共生福祉社会推進担当副参事、千葉共生福祉社会推進担当主幹、内田地域・高年福祉課長、井上介護保険課長、森川障害福祉課長 他
会議の成立	委員総数16名のうち11名出席 <過半数出席のため成立する>
確認委員	坂本委員、松村委員
傍聴者	0名
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伊丹市地域福祉計画（第3次）の進捗状況について (2) 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の進捗状況について (3) 第4次伊丹市障害者計画の進捗状況について (4) その他 4. 閉会
備 考	

要 旨

1. 開会

2. 会長あいさつ

(事務局より出席状況、傍聴者の報告)

(会長より議事録署名委員の指名)

3. 議事

(1) 伊丹市地域福祉計画（第3次）の進捗状況について

(事務局より資料に沿って説明)

会長 : 事務局からご説明いただきましたが皆さんからご質問、ご意見はございませんでしょうか。この計画を担当している藤井副会長から何か補足なり、コメントございましたらお願いします。

B副会長 : 地域福祉計画の重点事業の説明と先ほどの重層的支援体制整備事業は皆さんからしたら、ほぼ同じように、聞こえたかもしれません。ただ、性質の違いがあり、地域福祉の方が少し広い。

その進行管理は、国も言っていますけどPDCAサイクルなのですね、1年1年しっかり評価をして進めていく。ただ重層的支援体制整備事業の実施計画が追補版で、この地域福祉計画に位置づけているという意味合いは、一つは、地域福祉計画の中でも、この三つの目標の重点課題をある意味では重層事業が引っ張っていくということです。皆さんお気づきにならないかも知れませんが、すべて重層の実施計画はプロジェクトという名前がついています。すなわちそこが何かするのではなくてプロジェクトで、それをしていくというコンセプトですね。この図の中では見えていないのですが重層の包括的相談支援事業というのは、各課が少し持て余している、一つの課では支援できないことをある意味ではまさにプロジェクトで、重層で引き受けながらそこが全部するのではなくてみんなで、チームでやっていくと。そういう取り組みは、常に新しい課題がやってきます。今、地域福祉計画そのものが、制度外の事業をする計画だが、1年1年の進行管理ではもう遅いと。絶えず新しい課題が出てくるところを、半歩重層の中で引っ張って行って、新しい課題に対して対応しながらそのネットワークを作っていくというのが重層の役割で、しかも、そこで出てきたネットワーク、連携の仕組みとかあり方を地域福祉計画の中にフィードバックをしていく。

すなわちこのことを私はリアルタイムフィードバックと。要するに1年1年ではもう遅くて、絶えずそういうことを発見すればその地域福祉計画の中にその気づいたことを埋め込んでいくというそういう役割が重層にあるものですから一見同じような報告に見えるのですが実はそういう役割があると。今回、追補版では、伊丹市成年後見制度利用促進計画も埋め込んでいます。利用促進というよりは権利擁護支援と、意思決定支援ということがこの中ではこれからの取り組みで強調されていますが、実は重層的支援体制整備事業の中の相談支援の、簡単に言えば

総合相談、もう一つ成年後見の計画は権利擁護支援と、他市ではこれが並行で並んでいてくっついていない。伊丹の場合は、この2つをドッキングさせて権利擁護支援と総合相談支援を連携させて進めるというコンセプトでこれはもう、これからでありますけど、そういう意味でも重層的支援体制整備事業がこの中に埋め込むことによって、地域福祉計画の中における権利擁護と総合相談がくっついていく、そういう重要な役割を実は果たしている計画、コンセプトであるということを少し付け加えておきます。

会長 : ありがとうございます。皆さんからご意見ご質問いかがでしょうか。
実際に行政で重層をやりだして、行政の縦割りを超えていくと、それから藤井副会長が言われたように、アクセルをパッと踏んでですね、1年後にどうこうしましょうじゃなくて、今目の前にある問題という、そういう即時性といいますか、そのような意味合いもあるということだと思います。重層をやってみて仕事内容は変わりましたか、どうでしょうか。

事務局 : 重層に引っ張られながら、というか色々な課題を極力共有しようという意識は芽生えているのかなと思います。課長級はもちろんですけれども、課長を通じて、課員にまで共有して、もちろんそれは社協とか関係機関も同様に、市だけでできることは少ないですので、連携しながら対応するという意識が進んでいるのかなという印象でございます。

会長 : E委員は行政と社協の両方の立場、経験されているわけで、重層は本当に社協が大活躍ですけれども、両方の立場を経験されて、何かご意見ございますか。

E委員 : 色々な課題を抱えながら、誰からも必要な支援がなかなか行き届かないというケースは、地域の中であります。少しずれるかもしれないですけど、社協の評議員会において自治会に属されていない方で、お困りの様子の方がいらっしゃって、その地域の中で課題認識はあるのだけれども自治会として関わっていくのがなかなか難しいというお話を伺いました。そういう方については社協にまず一報くださいとお伝えしておりまして、社協から接点を持ちながら、その方の課題を解決するためのセクションとの連携を取って取り組んでいきますとお話しました。今年そのような地域で悩んでいるという声を伺ったところです。課題を抱えている方で、一つの課だけで対応できないということはやっぱりあるなというのは行政の福祉にいるときから同じですけど、解決に向けいよいよそれが動き出したなというような、実感は持っております、これからはまさに一番力が入っていくところだと思います。社協としても市と連携しながら進めないといけないなという認識でいます。

会長 : 他の委員の皆さんいかがですか。先ほど、自治会に入っていない方が、自治会として面倒を見ることに対して、自治会にはやっぱり抵抗あるわけですね。一般的には、なんで自治会に入ってくれへんのに、こういう時だけ、頼むのだというところ

はあります。普段はなかなか、自治会がどんなことをしているのか或いはどんな役に立っているのかというのが見えないのですよね。例えば自治会で街灯をつけていると、これによって交通安全や防犯という意味がありますが、自治会費を払っていない人が通るたびにその電気を消すというわけにはいきません。今の住民としては見返りが欲しい。自治会費を払っているのは、何の役に立つのだというぐらいのことで、だから保険料として払っているのではない。すぐに見返りが欲しいというところで、見返りがなければもう入らないでおこうかというところで、全国的にも問題になっています。自治会に入らない、自治会の役職に就いてくれないということが多いのですが、しかし、そういうことだからといって会員じゃないからって放っておくというわけにはいかないのが、おっしゃったように社協ですので、その辺が、地元として例えば見守りというときに、会員でない方の見守りを私達がするのかというような軋轢ってというのは、あちこちで見かけられることかと思えます。自治会加入率は伊丹市でどれぐらいですか。

事務局 : 加入率は6割を切っていたと思います。

会長 : 都市部では高いですね。別に今、私は自治会に入っていないと言って申告しなくて結構ですからね。次の議題に行きたいと思えます。
議事2ですが、伊丹市の高齢者保健福祉計画介護保険事業計画第9期の進捗状況について、事務局よりお願いいたします。

(2) 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の進捗状況について

(事務局より資料に沿って説明)

会長 : ありがとうございます。担当しているD委員、何か補足、説明なりコメントがございましたらお願いします。

D委員 : たくさんの事業を実施されていて、精力的にされていると思いますが、最後に説明ありましたように、介護給付費は、後期高齢者人口が増えていくということでかなり自然には上がっていくというわけですけれども、介護保険財政をより健全にしていき、保険料も抑制していくためには、資料2の2-1、高齢者の元気な生活を支援しますということで、要支援にならない、要介護にならない、或いはそのフレイルにならないということをやって、元気な高齢者でいるということが、介護保険財政の健全化に大きく寄与するということが様々な事業展開をさせていただいているというように思っています。
それから2ページ目、A3の横長のやつですけれども真ん中の5番で、介護人材確保事業の実施ですが、これは多くの市町村の自治体でこういう事業はほとんどなされていないということで、伊丹市の事業としては非常に画期的なことではないかなと思います。

裾野を広げる、長く勤務をしていただく、そしてキャリアパスを持って将来的な展望を持っていただくというこの事業は、非常にすばらしい事業かなということで、私は大きく評価をしています。課題があると思いますが、これは大阪府の自治体ですけれども、介護事業者の話をしていきますと、介護人材の、特に広域特有の人材の中で1割が外国人です。ミャンマーとかインドネシアの方で、全体的に考えてももっと高い割合で、介護人材が定着をしてきていると思いますが、適切なケアをするためには、日本語教育だけではなく、適切なケアができるような教育訓練をされているか質問をしました。一般の職員が受ける研修と同じような研修を受けているということで、介護人材を確保できるということでは非常に評価できると思いますが、より外国人の方が適切なケアができるような、OJT だけではなくて特別な教育訓練をしていく必要があるように感じましたので、おそらく伊丹市でもそういう問題が出てくる、出てきているのではないかなというように思います。

それから2ページ目の一番下の2番、伊丹市における高齢者の状況と保険給付実績ですが、先ほどご説明ありましたが、介護度がどれだけ改善したかということについて非常に科学的な検証をされているということでこれも大きく評価できると思います。介護度がどれだけ改善したかということほどこの自治体もなかなかできていません。いわゆるアウトプットではなくてアウトカムを国も重視をしていますが、こういう事業は非常に評価されるのではないかと考えています。

会長 : ありがとうございます。後期高齢者が増えてきて、介護認定を受ける方、或いは実際にサービスを受ける方も増えてきていると思いますが、申請してどれぐらいで、実際のサービスを受けることができるか、期間はどのようでしょうか。

事務局 : 介護保険法で30日以内と決められており、概ね30日ぐらいで今のところ推移できているのかなというところです。ただ、大きい病院になるとなかなかドクターからの意見書に時間がかかる、そういった場合はいかんともしがたいものがありますが、概ね申請いただいて順調に進めば30日前後で今のところは認定結果が出ているのかなと思っています。

会長 : ありがとうございます。

今日は副会長の医師会の先生が欠席なので、医療との連携はお話を伺うことができないですが、委員の皆さんから何かご意見、ご質問ございませんか。

さっき言いましたように、高齢者、特に後期高齢者が増えているということで、介護保険がひよっとしたら破綻していくのではないかとということが全国的に危惧されています。そういう意味では少し認定を厳しくして、サービスを受けさせないというような動きも結構あるようです。しかしコロナで皆さん少し利用抑制が強くなってきていますね。コロナが明けてもまだ、利用抑制があつてこれはもう保険料払っていますから、堂々というか、国民の権利ですし、利用すればいいわけですけどなかなかこの利用抑制とそれからコロナの余波ということで、少し全体的にも利用がゆっくりしているかなという印象が各自治体ではあるようです。それから加藤さん

にもお伺いしたいのですが、障害者が今まで障害者福祉の枠で受けていたサービスなり、利便性というようなものが介護保険になるとかなり自前で払ったり、サービスが減ったり、或いはお金の負担が増えたりというので、障害者の介護保険への乗り継ぎといたしますか、その辺で何か障害者自身の声というのをお聞きになっていきますか。

G委員 : 障害から高齢に入った時に、介護保険の制度は一般の方たちも色々と難しいみたいでわからない方が多い。私は地域の方や高齢の方たちと話しても、制度を受けたいけど受けるのにどこからどうしたらいいか、地域包括もあると聞いていますが、そこの繋がりが、あまりないのかなと思う。

障害者の方たちの費用負担っていうのは確かに障害の時は収入がなければ負担金はゼロで介護保険になると低所得者、非課税世帯は介護度によっていくらか負担金を払って1万5000円以上の負担は返ってきますと。

障害の場合はその障害者の方たちは、介護保険になるまでに障害の制度を受けておらず、実際受けられる方達もまだまだ障害の制度自体も聞き方がわからない。自立支援法で私も知っている身近な人たちには、今制度を使っておかないと介護保険と障害との制度のサービスの違いというか、社会参加についても、もともと障害の方と高齢の方たちとはまた違う部分があります。私の知り合いの方ですけども、障害の方を取っておられなくて最近、自分で車を運転して乗ることができなくなった、移動するにも介助が必要だけど移動の支援が介護保険の方では受けられない。そういう部分で市の障害福祉の方にお問い合わせしたら、時間をさいていただけたということなのですが、そのあたりも事前にわかっていただく部分と何か少しギャップが私も聞いていてあります。自分自身も高齢になって、家も一昨年に引っ越して地域包括の方が来られたけどなかなか行き違いで、こういう会議に出るとほとんど在宅でいない。独居で自治会も私のことを知っておられるかどうか分からない。高齢の住宅なので困っている住民もいて、例えばデイサービスに迎えに来るのに早く行ってホールへ立って待たれていて、半身麻痺でしんどそうだから椅子の設置ができないかと自治会にお願いするとか、そういうことをしつつも、やはりその状況把握が全体的にはなかなか厳しいのかなと。まず身近に誰か相談できる、自治会の加入・未加入っていう部分もあろうかと思うのですが、その辺も少し福祉対策審議会の中で、もう少しいろんな分野で投げかけていただけたらいいのかなと思います。介護保険は、障害があってもなくても、地域や身近な方でもわからないという人が多いです。

会長 : これが先ほどの話の重層的と重なるわけですけども、総合相談でまず受けとめてそれから的確な制度に結びつけていく、或いは情報を提供していくと。そしてご本人の納得のいく選択肢を使っていただくという、先ほどの重層とも本当に重なり合う部分かと思います。委員の皆さん、他にご意見ございませんか。それでは議事の3に移りたいと思います。お願いいたします。

(3) 第4次伊丹市障害者計画の進捗状況について

(事務局より資料に沿って説明)

会長 : この部会の担当をしているM委員が今日欠席なので、そのコメントがあります。コメントの前にM委員、K委員からまずご意見を伺いたいなと思っておりますが、川島委員からどうぞ。

M委員 : ここに掲げている色々な障害者計画の実現が早くされることを願っています。自分のところは親自身が高齢になって障害の息子ももう56歳ということで老障介護という言葉、この頃時々ネットとか新聞とかで出てきますが、そういう状態ですね。だからこれから色々な不安がいっぱいありますが、今ここで色々な計画を立ててくださっていることに関して先程も言いましたように実現していただけたら有難いということと、前の話でもありましたけど市民全体にはなかなか伝わっていない。近隣の方たちは知らないとかそういうことがあります。

例えばこの前の福祉ネット会議、各小学校区で伊丹市全体であるわけではないですけど私も福祉ネット会議に参加しているが、近隣の人はそういうネット会議があることも知らない。それでは何のためなのかなというところをいつも感じているのでそういうところの広報もたくさんしていただけたらありがたいなと思います。障害者の相談支援もどこにいけばよいかわからない人たちも結構いると思うのでそういう情報提供もたくさんしていただけたらなと思っております。

K委員 : 私からは1ページ目の乳幼児健診の充実というところで、健診がすごく大事だとおっしゃったのですが、健診は健診としてその後の親御さんへのアドバイスってところがその時は分かるのですが保育所、こども園などに入園した場合、先生方がもしかしてという気づきがあったとしても健診で受けていた方でさえも、先生からのアドバイスがなかなか聞き入れられないというか、親御さんもわかっていながら現状何とも言えない気持ちで受容ができていないのか、今実際にお仕事している親御さんも多いですので、もうそちらが先行してしまっ、子供さんのことをわかっているけれどもまあいっか、というようなところがあるなど、先生方が本当に現場でどう見ても支援の必要な子供さんなのだけでも、親御さんとの協力ができない。というようなことも少しお聞きしますので、その健診後の追っかけというのですかね、少しやっぱりチェックが入った方に対してはその後の進路先での、この子はこういうのがあったと、もちろんサポートブックなりなんなりがある方もいますが、ない方もいますのでやはりそういった気づきがある方に関しては、折角早く気づいているわけだからそのまま小学校、中学校、高校に行くに従って状況もやっぱり悪くなると思います。特に発達の方なんかは周りの環境などにすごく影響される場合が多いので、そういったところの配慮っていうのもやっぱりあるのとは、本人さんの生きやすさっていうことに繋がるかなあというのもありますし、聞いた親御さんがやっぱり、大きくなってから困らないのかなというのは思いましたので

やっぱりこの健診だけではなくて何かしらその情報共有や追いかける必要がいるかなというのは思いました。

また、2 ページ目のインクルーシブ教育で、放課後等デイサービス事業所連絡会というのがありますということですが、市内全域の事業所が皆さん参加しているわけではないと思います。デイサービスに関しては目的が何なのかっていうのが少し怪しいところがまだまだあるように思います。総量規制が多分入っているとは思いますが、やはり株式会社であるとかチェーン店であるようなデイサービスというのは、少しく、なんていうのか、質の向上というかそういった部分も必要ではないかなと思いますので、ここはもう義務というか必ず伊丹市のデイサービスの事業者さんはこういった参加をしてくださいというような感じにした方がいいのではないかなと思います。

また障害者雇用の促進というところで、伊丹市頑張って2.91%というように上がっていますが、実際に一般就労されている方で市外に出た方がすごく多いと聞きました。というのはやっぱり賃金ですね、お金は市外が高いということで市外の就労をされる方も増えていると聞いています。そういったところも少しく、市内の一般就労のところでも、賃金が少し上がればもう少し市内で就労していただけるのではないかなと思います。防災の出前講座をされたということなのですが、やっぱりもっとして欲しいなと年に1回2回やって終わりではなくって、やはり川島さんおっしゃったみたいに私もちょっと聞き逃していたのかもしれませんが、そういった障害者団体さんとかそういったところには直にダイレクトな情報提供が欲しいかなあとと思います。届いてないということがやっぱり一番我々にとっては不具合ですね、情報知らないということだけで損をしていると思いますので、メリットっていうのはそういう部分でいろいろな情報提供をされている中で届いてない、受け取る側がキャッチする準備ができてないということもありますけれども、受け取る側というのはやっぱり必要な部分というのをしっかりと提供いただけた方がより参加もよくなるだろうし、周知の部分でももっと市をあげて取り組めるような形になるのかなと思いました。

会長 : 多くのポイントを突いていただきましてありがとうございます。

M委員から老障介護という言葉が出ましたし、また後程、C委員からのコメントにも、親亡き後という話が出てくるかと思えます。ただ下村委員からは健診後のフォローアップ体制とか、或いは放課後デイのサービスの質の担保ですね。或いは、最後の方には防災に関する周知ということもあります。多分色々な情報が届いていない、或いは相談先がわからないというのが、最近はこういう団体や当事者のグループに入らない方もたくさんいてそれが一つの隘路になっていてですね。情報が届かない。一方でSNSが発達してきて、市の情報については結構SNS等が入ってくるようになってきていますので当事者をいかに情報に結びつけるかということの工夫ですね、これは人を通して、或いはこういうネットを通してというその両面からいく必要があるのかもしれない。

C委員からのコメントがありますのでお願いします。

(C委員コメント代読)

事務局 : 日は所用のため出席できず申し訳ありません。

書面にてコメントさせていただきますということで、障害者基本法に基づいて策定している第4次障害者計画では、本市で暮らす障害のある本人及びその家族世帯が1人の市民として当たり前で暮らすことができるよう、生活支援に始まって保健医療・教育・文化芸術・雇用・就業・生活環境・情報・産前安心・差別解消と権利擁護、そして行政サービスにおける配慮など九つの政策体系のもと各種の施策が推進されています。その中でも施策体系1-1、基幹相談支援センターについてと、施策体系1の3次障害者精神障害者の高齢化に対応した在宅サービスについて述べさせていただきます。まず政策体系1基幹相談支援センターについてです。

別途策定されている第7期障害福祉計画第3期障害児福祉計画におきましても、相談支援体制を構築していくことが重要課題として位置付けられています。障害者福祉という法制度の体系及びその内容は、障害があるということを前提として障害があることに伴う様々な生活上の困難に対応するようになっていきます。

しかし生活している本人やその家族の観点からすれば、障害があるということで介助や介護の課題にとどまらず、教育や就労、買い物やレクリエーションなども含めた日常の生活において、多様な課題が複合化して生じています。

それにもかかわらず、法制度、施策、事業は、障害の有無や程度により細分化されているだけでなく、教育や雇用、所得、保障、医療スポーツ、レクリエーションなど、縦割りで構成されているために、極めて利用しづらく、多くの場合家族の扶養により、何とか対応されているような状況にあります。それだけに本人或いは家族の立場から、様々な施策やサービスを再編すること、本人やその家族を中心に、各種の施策や事業、サービスを見直す必要があります。

現在分野属性を超えた包括的支援体制の構築に向けて本市においても重層的支援体制整備事業を中心として取り組みが進められています。そこでは、複合的な問題や制度のはざまの問題への対応が課題とされていますが、その際のポイントの一つが総合相談です。本計画において施策体系1-1として位置付けられている基幹相談支援センターは、そうした総合相談の機能を核とした機能が重視されています。

その運用においては、四つの委託相談支援事業所が基幹相談支援ネットワークを形成することで、役割を果たすこととしてきました。しかし、令和7年度においては、そうした機関との親密な連携のもと、市直営の基幹相談支援センターの設置に向けて準備を進めてきており、令和8年度から運営する予定であるとのことでした。

支援費制度から障害者自立支援法を経て現行の障害者総合支援法のもとで、障害福祉サービスの契約利用制度が進むなか、ほとんどの自治体行政において、従来の福祉事務所機能が弱まる中、本市では行政の役割として、乳幼児期から丁寧な相談支援やアセスメントを実施してきたという実績があります。それだけに、令和8年度からスタートする予定の市直営の基幹相談支援センターへの期待は大きいと言えます。障害福祉サービスだけでは解消しない、複雑なニーズがあるだけに、各種の福

祉サービス部局や施設、事業所との連携にとどまらず、より幅広く各部局や企業などと連携し、協働して取り組むことがより一層求められます。次に1-3、知的障害者、精神障害者の高齢化に対応した在宅サービスについてです。社会全体の高齢化が進展していますが、同様に障害のある人本人やその家族も高齢化が進んでいます。日本において障害のある子供については、親が扶養の責任を負う家族主義的な伝統があり、戦後、高度経済成長期あたりから親亡き後の保障の問題が障害福祉領域の大きな課題となり、入所施設を充実させるという方向で支援体制が進められてきました。しかし2006年度より施行された障害者自立支援法のもとでは、地域生活移行が進められるようになり、今日では全国的に見ると施設入所支援の利用者数約11万7000人に対して、グループホームの利用者が約18万8000人と、大きく上回るようになっています。では、親亡き後の保障の問題は解決されたのかといえどもそんなことはありません。2万人を超える待機者がいるとするNHKの調査もありますが、依然として解決されないまま今日まできており、しかも親の高齢化もかなり進んでいることから、住居の保障も含めた在宅サービスの整備は最重要課題でもあります。障害のある人が65歳を超えると、原則介護保険制度をまず利用するという仕組みになっています。

しかし、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行調整がうまくいかないケースや、そもそも障害福祉サービスをそのまま代替するように介護保険サービスができていないため、障害特性に応じたサービスが利用できるのかとの不安の声も多く寄せられています。それだけに、障害系サービス事業所施設と、介護保険サービス系の事業所施設との連携を相談支援の段階からよりスムーズにできるようにしていく必要があります。そうした観点からすれば、基幹型相談支援センターの果たす役割は大きいといえるのですが、そうした一つの機関に責任をゆだねるような構造は好ましくありません。むしろ、各所の相談支援機関、事業所、施設等が連携して取り組むための仕組みづくりが重要となります。

また双方の支援者が参加できる研修会の開催なども含めて、専門性、専門的スキルの向上に向けての取り組みも必要となります。まとめといたしまして、障害福祉では他の分野に比べてもより一層、当事者の声、市民の声に基づいた施策段階が重要になります。計画策定段階でもそうでしたが、本市では積極的な当事者参加、市民参加のもとで各種の取り組みがより円滑に進めていけるようにしていくことが重要です。当事者目線、市民目線で、計画に基づく各種の施策や事業の進捗状況、障害福祉サービスの質をチェックし、さらには本市における福祉施策や市民生活の質を障害福祉の観点から検証し、本市の福祉の向上に寄与していけるような取り組みにできればと思います。引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

会長 : ありがとうございます。まだご発言いただいていない委員の皆さんが何人かいらっしゃいますがいかがですか。この問題でもいいですし、ちょっと言いそびれた場合、前の議事に戻っても結構ですので、ご発言ありましたらどうぞ。

B副会長 : 先ほどC委員、地域福祉的なそういう総合化の発想で述べられておりました。そこに重層事業もありますが、重層事業が地域福祉を牽引すると言いましたけれども、その本当のベースは各分野別計画の複合部分を重ね合わせることで、それなくして各課の本当の連携が進まないと思はれています。

高齢介護保険で障害の方はこの障害者計画ですけども、多分来年、障害福祉計画ですね、子供、大人策定されると思いますが、実は介護保険の計画と障害の計画というのは、3年ごとで同時期に策定されています。特に重複する部分を、両課とも話し合っ、その重複する部分に関して、両計画に反映させていく。

そういうことの取り組みを進めないで本当の意味の統合化が進まない。今日の話も、そういう取り組みをもって初めて進むと思はれています。

私の意見になりましたけど、その点3年ごとに進められる計画改定の時にどこまでそういうことが現実になされているのかどうかという質問です。

会長 : 確かに計画は、少し蝸壺的で例えば発達障害の話が先ほどK委員からもありましたが、それが原因で不登校になって、そしてひきこもりというふうなパターンもあると思うんですけどもなかなか、障害児へのアプローチということと不登校の問題ってというのがリンクされてないままですよね。

神戸の話ですけどもひきこもりの4割の人たちが不登校だったということもありますので実はもう本当にいろんな問題が錯綜している。それをやっぱり個別の対象者というような目で見ているとなかなか、対応が遅れたり或いは不十分であったりする、そういうご指摘が藤井副会長からあったように思はれます。

だからそういう意味では、これから次の計画作られる時に、どこまでを射程にするかということによってそういう可能性とか対象者というものをこの計画の中で考えていくのだからというそういう姿勢が、こういう計画を今まで何回も作ってきたので、その経験から見えてきたことというのが重要かと思はれます。早速その話出ましたので事務局から、来年以降の話をしていただけますか。

事務局 : 先ほどお話にあがりました伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第9期、伊丹市障害福祉計画第7期、伊丹市障害児福祉計画第3期につきましては、来年度、計画の最終年度でございますので、5月ごろに当審議会を開催させていただきます、次期計画策定について市長から諮問を受ける予定となっております。

会長 : 来年、計画策定が目白押しでございますが、委員の皆さんよろしくお願ひいたします。最後に、松尾健康福祉部長より一言お願ひいたします。

部長 : 健康福祉部長の松尾でございます。本日は長時間にわたりましてご報告をさせていただきます、またご意見、ご質問等々いただきましてまことにありがとうございました。本日の皆様のご意見を聞きながら先ほど、最後の方に部会長の方からも、副会長の方からも出されましたけどもこの計画間での連携もしくは重なる部分をどう考えていくのかということ、これまさに今日、皆様の議論をいただきながらですね、私

も十分に感じたところでございます。

それぞれの計画で一生懸命作っているわけですが、重なる部分が本当にたくさんございます。特に重層を始めてからですね、そのこの重なりに焦点を当てて、これを実施していくというのはまさに重層計画でございますので、こういった部分につきましては十分に検討しながら進めて参りたいと考えております。

また、ご指摘いただきました情報提供ですね、様々な情報をどう届けていくのかこれは市としても本当に考える課題として、認識を持っているところでございます。特に昨今におきましては伊丹市におきましても広報伊丹の刷新や公式 LINE を作ってセグメント配信ということで興味のあるところにチェックをつけていただいて、情報を届けていくという、様々な工夫をしていますけれども一方で、会長がおっしゃられましたように様々な SNS での情報発信が増えていく中で、情報が多過ぎて、その中に埋もれてしまうという可能性もございます。

我々の本当に必要な情報を必要な方に届けていくということはやっていかなければいけない課題ではございますが、実際にはなかなか難しい部分もありまして、先ほどおっしゃっていただいた当事者に届けていくとか様々な部分については検討していきたいと考えております。

また、どこに相談へ行けばいいのかわからないというご指摘もあり、これも長年の課題ではあります。藤井副会長からもご案内させていただいた通り、重層で色々な連携をつなぐというのは、実はどこに相談に行っても必要な相談部署に繋がっていくということを我々目標にしておりますので、相談に行く場所がわからなければ、とりあえずお近くの公的機関もしくは社会福祉協議会、民生委員さんなど様々な相談の窓口でございますので、まずはどこにでもいいのでとりあえずそういったところに相談いただいて、そこから繋いでいくということも一つの方法であることはもちろん、それぞれの専門機関がしっかりと情報を届けられる。そして、ここに行けばいいんだということがわかっていただけるだけではなく、どこにいても最終的にはそういうことであればここにつないでいこうということができるようにするというのを重層計画の中の一つの大きな目標ということで実施しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。最後に、重層を始めてからどのような連携が進んでいるのか、会長から質問がありましたので、実例というか、これまでの実績を少しだけ紹介させていただきます。まず、ごみ屋敷対策ということで、実は福祉部門の中で一つ課題としてありましたのが、たくさんごみを溜めてしまってなかなかそこから抜け出せないというような方がいらっしゃるということについては重層の方で主導しまして、庁内で様々な検討を重ねて、例えば低所得であるといった方で、ご自身がどうしても片付けられないような場合には、公的な費用によって家を片付けてそこから再発しないような支援を続けていくというような制度も作ったところでございます。また、今年度から始まっている高齢者、障害者等のごみ出し支援ですね、これも環境部局とも調整・相談をしながらモデル事業として実施を始めたところでございます。

また、就労支援につきましてもひとり親、生活保護、自立相談、障害、労働部局など様々な分野が一緒になって連携して、研修などそういったものをしながら、市と

してどのように就労支援をしていくのかというところも会議をしながら勉強しているところでございます。また、生活困窮での住まいの支援、これについても当初は住まいの支援というのが自立相談いわゆる生活困窮に位置付けられる前から、我々としましては、様々な部局が集まりまして、検討会を実施してどのような支援をしていくのかということの研究したところでございます。生活に困っている方の支援につきましては、自立相談課が実施をしておりますが、住宅部局におきましても住宅の支援協議会を今年度立ち上げて、今後、住宅の様々な民間団体や専門家の方々にも入っていただいてこれから住まいに困っている人にどのような支援の方法をしていくかを協議していきたいと思っております。少しずつではありますが、連携が進んでいるものをご理解をいただくと非常にありがたいと思っております。皆様におかれましてはこの3月で委員任期が終わるということで、本当にご尽力をいただきまして誠にありがとうございました。感謝を申し上げます。また4月以降も続けていただける方も大勢おられるかと思っておりますので、是非ともよろしく願いしたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

(4) その他

(事務局より説明)

4. 閉会